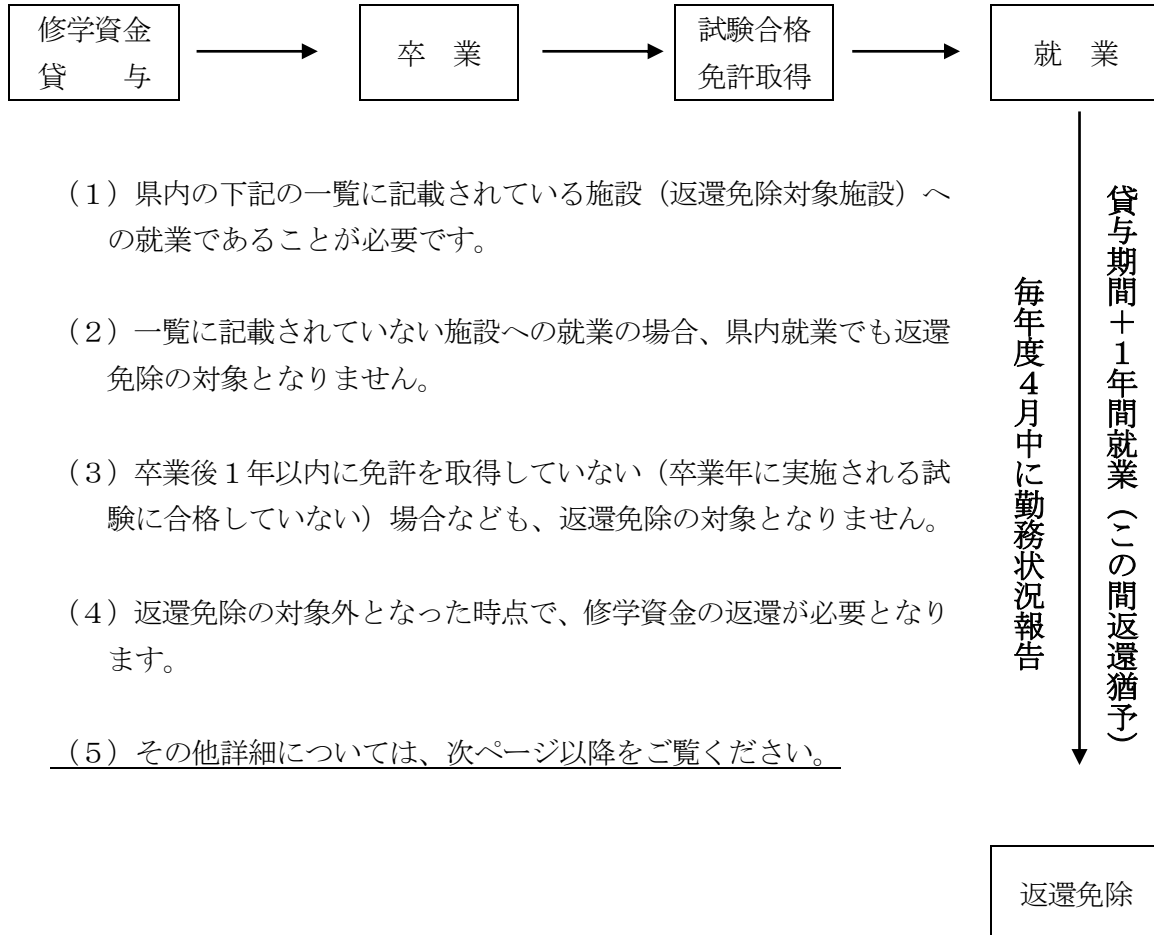


修学資金貸与の概要

県内における看護職員の充実を図るため、看護系大学に在学（就業義務を課す他の貸付金等を受けている方または受けようとする方、県内の大学に在学している方については、県内出身の方を除く）し、卒業後に県内で、下記の一覧の1又は2の施設において、看護職員の業務に従事しようとする方に対して修学資金が貸与されます。



返還免除対象施設一覧

- 1 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院
- 2 医療法第1条の5第2項に規定する診療所

◎ 県内の1又は2に該当する施設を「指定機関等」といいます。